昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成21年12月15日発行第396号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

12
2009

湯西川

No.396

Index

1 貢献
2 業務特集 やってみよう、入管業務
4 栃木県行政書士会カレンダー（1月）
日行連だより
5 他会の動きダイジェスト
農地の相続等の届出制度について
聴聞･弁明手続代理業務の適正な遂行について
6 産廃処理業者の優良性基準適合認定制度について
韓国戸籍法改正に伴う家族関係証明書等の代理交付申請について
キャリア形成促進助成金受給資格認定申請について
7 おじゃましま～す！
8 支局かわら版（栃木支局）
9 支局情報（宇都宮・那須・鹿沼）
10 木もれび
11 関東地方協議会連絡会開催
12 研修会のお知らせ
13 福利厚生旅行実施
14 会員の動き

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢　献

理　事　　堀越　功

行政書士は、業務を通じて社会に貢献していると云える。

行政書士は、行政書士法にその目的と業務が定められている。

第１条には、業務の適性を図ることにより、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に質することを目的とする。

いわゆる、国民の利便に質しすることとは大きく考えるならば社会に貢献をするということである。

古くから我々の業務となっている建設業許可申請業務を眺めるならば、書類の作成を依頼された場合には、どのような事柄を書類の上に記載するかを考えどのようにしたならば許可が受けられるか考え依頼人から聞き取り関係書類を求め作成し官公書に申請している。

申請後に官公書から許認可がありこの許認可書類の受領まで行っているが、この書類作成から申請受領手続きまでは一貫した貢献に該当する業務である。このように、依頼人により頼まれた業務（仕事）の中には、許認可、権利義務を生じ法律行為や行政に従って、書類の中から手続きまでを行わなければならず大変な時脳と労力を要するものである。

最近では、高齢化の進んだ社会において相談される業務には、成年後見を始めとして介護施設、ＮＰＯ法人等の設立に関して多いが、この法人の設立申請書類作成から始まり、法人の許認可申請に関係する事項の取扱は、単なる業務にすぎないがこの法人が法人としての業務を開始することによって社会に大なる貢献をすることを考えるならば、その立ち上げを手助けした我々行政書士は目に見えないところで社会に貢献していることになると思う。

行政書士業務は、弁護士、税理士、司法書士等々他の資格が行う業務を除き、すべての書類の作成と申請が出来ることになっている唯一の超万能有資格者として認められています。

社会保険労務士業務についても昭和５５年９月１日までに行政書士会として入会していた者は、労働社会保険関係書類の作成を手掛けることができるとされています。

現在行政書士業務は、３，５００種類以上あるといわれておりますが、今日の社会変遷に伴い社会経済が複雑になればなるほど我々の取扱う業務は急速に増加する傾向にあります。

また、政界においては、大きな変化が行われ新聞報道でも賑わいを増し政治、行政に大変革が予想されるが、官公書に提出する書類についても変貌しつつ複雑になることでしょう。

これらの書類申請にも即座に対抗できるように行政書士は高度な知識と技術を身につけ、社会に対して、依頼人に対して的確・迅速な行政手続きを行い業務を果たし得るならば、国民社会に対して重要な役割を担っているといえる。これこそ真に貢献といえる。

足利支部では、足利市民相談会議室において「相続遺言等に関する相談」および足利市生涯学習センターにおいて、「外国人在留資格専門相談」を無料で行い市民に対して貢献しています。

業務特集

やってみよう、入管業務

宇都宮支部
深見　史

行政書士の主要業務の一つに「入管業務」があります。急速な国際化に伴って入管業務は社会的需要が高まっており、非常に将来性のある仕事と言えます。にもかかわらず携わっている会員は未だ多くありません。新入会員の方々には是非ともチャレンジしていただきたい分野です。

たくさんの会員が入管業務に関わることで、「外国人のことなら行政書士！」ということが広く知れ渡るといいですね。

１　入管業務で仕事の領域が拡大する！

入管業務だけが「外国人関連業務」ではありません。外国人関連の業務は、以下のようにいくつかのジャンルがあります。入管業務に関わると、当然、こうした関連業務にも関わることになります。

１　婚姻、出産、離婚、養子縁組等身分に関すること
２　査証（ビザ）の取得に関すること
３　在留資格に関すること
４　国籍得喪に関すること

これらは、それぞれ以下のように管轄が分かれます。

１　市町村役場＋法務局
２　外務省（在外大使館）
３　入管局
４　法務局

本欄で述べる入管業務は上記３にあたります。外国人関連業務の重要部分とはいえ一部にすぎません。入管業務は他の業務と密接に結びついているので、ビザ取得や帰化申請、戸籍届出の仕事にも繋がります。

一般には、外国人関連業務イコール入管業務だと思われていますが、それは、上記２「ビザ」と３「在留資格」が混同されていることが原因です。

一般に言われている「ビザ」はほとんどビザではありません。外国人（と関係日本人）は、ほぼ全員といっていいほど、「在留資格」のことをさして「ビザ」と言います。行政書士のＨＰでも、誤解を解くのが面倒くさいのか、「就労ビザ」「結婚ビザ」等の言葉が時折見られます。これは明確な間違いであり、当事者を混乱させる元となりますので注意しましょう。

ビザ（申請）とは「外国人の所持する旅券が権限ある官憲によって合法的に発給されたものであり、かつ、有効なものであることを確認する行為であり、当該外国人の本邦への入国および滞在が査証に記する条件の下において正当であることを認定する行為」（判例より）であり、外務省（在外公館）が発給するものです。依頼者から「ビザについて相談したい」と言われても、ほとんど「在留資格」（法務省管轄）のことだと思ってください。

２　入管業務とは？

外国人が日本に住みたいと思っても、ただ願うだけでは入国することも住むこともできません。入国・在留するためには「在留資格」が必要なのです。

この在留資格、以下のように 27 種類もあります。

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興業、技能、文化活動、短期滞在、留学、就学、研修、家族滞在、特定活動、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者。

この一覧を見てため息をつく必要はありません。私たちの業務に始終関わってくるのは半分より少し多い程度です。全部覚える必要はないのでご安心ください。

これらの在留資格のどれかに該当しなくては、日本への入国も在留もできない、ということをまず押さえましょう。

例えば、「外国人妻の妹を呼んで家事手伝いをさせたい」「永住者資格を取得したので母国にいる成人した息子を呼んで一緒に暮らしたい」「超過滞在中（オーバーステイ）の成人外国人と養子縁組をしたので正規の在留資格を取得して自分の介護をしてもらいたい」などは、上記の在留資格のいずれにも該当しないので「できない相談」です。

入管業務は上記の在留資格に関わる業務をおこなうものです。具体的には、①外国にいる人を呼び寄せる＝在留資格を認定する（在留資格認定証明書交付申請）②在留期間を延長する（在留期間更新申請）③在留資格を変更する（在留資格変更申請）などが主な仕事となります。

申請書は入管局のＨＰからダウンロードすることができます。必要書類についてもＨＰを参考してください。　http://www.immi-moj.go.jp/

３　申請例「在留資格認定証明書交付申請」

入管手続きの中で基本となるのは「在留資格認定証明書交付申請」です。これは、日本に在留するために入国したい人のために、本人（申請時に日本にいる場合）または関係者（配偶者、雇用者、被雇用者など）が行う手続きです。

申請を受けた法務省入管局が本人の在留資格を認めたら、「在留資格認定証明書」が申請した人のところに送付されてきます。それを外国にいる本人に送り、本人はその証明書を持って日本大使館で査証申請をし、日本へ入国することになります。

「結婚した相手を日本に呼びたい」という依頼は、上記「在留資格認定証明書交付申請」です。この場合、添付書類はおおよそ以下のようなものになります。（事情によって異なります）

1　戸籍謄本（婚姻記載）再婚の場合は離婚記載も。
2　（本人の）婚姻証明書・出生証明書
3　写真（４×３）
4　本人のパスポートコピー
5　身元保証書
6　住民票
7　（日本人配偶者の）在職証明書
8　（同）課税証明書・納税証明書
9　（同）預金通帳写し、他資産証明
10　夫婦のスナップ写真数枚
11　住居概要
12　土地家屋権利書または賃貸契約書のコピー
13　親族一覧
14　申請者パスポートコピー
15　電話通話記録
16　手紙コピー
17　理由書（配偶者上申書）
18　本人上申書
19　親族上申書
20　新住居の写真（外観・室内）
21　言語に関する証明
22　質問書（入管書式）

配偶者の呼び寄せでは、「婚姻が真正なものであり、かつ生活基盤が十分である」ことを証明するつもりで書類を収集すると良いでしょう。

４　申請取次行政書士、在留特別許可

申請取次行政書士は、本人出頭を原則とする入管手続きを本人に代わって行うことができます。日行連の研修を受け単位会に届け出ることで申請取次行政書士になれます。しかし、書類の作成だけならば、申請取次者でなくてもできます。

ところで、入管申請業務の範囲を超えたものに「在留特別許可」というものがあります。これは、正規の在留資格で滞在していない人や在留期間を超えて滞在している人、つまり「不法滞在者」が、何らかの「特別な事情」（日本人や永住者と結婚している、日本人の子を養育している等）を法務大臣に訴えて、特別に在留を許可してもらう手続きです。実は、この相談や依頼はなかなか多いのです。

これは「退去強制手続き」の中において「特別の配慮を願い出るもの」であって「申請」ではありません。よってこれは申請取次者の業務ではありません。もちろん、官庁に提出する書類の作成業務としての行政書士の仕事とは言えるので、受託するのは問題ありません。

この手続きを「在留特別許可申請」と呼ぶ人もいますが、これも「結婚ビザ」と同じく、依頼人を惑わせる怖れのある間違いですので、決して真似しないようご注意ください。

５　入管業務の注意点

入管手続きは、外国人にとって非常に重大な手続きです。その結果如何によって生活の基盤が失われることがあるからです。それだけの重要性があるからこそ、行政書士が依頼されるのです。

ここで問題となるのは、「在留するためにはどうしたらいいか」という問いへの対応です。

行政書士は、依頼者の利益を守るためとともに、行政の適正な運営のために資格を与えられています。依頼者の利益（ここでは「日本にともかくいたい、働きたい」）のために、脱法行為を示唆・支援・受託する（該当する在留資格がない場合、本来の在留目的とは異なる在留資格取得を提示する→「再婚すればいい」「会社を作ればいい」「日本語学校に入ればいい」等）ことは、行政書士の職業倫理に反する行為です。

「何とかしてください」には、「何ともできません」と毅然と対応したいものです。

※入管法と住民基本台帳法の改正により入管実務は現在大きな転換期にあります。手続き等の完全変更の時期・内容については入管ＨＰを随時チェックしてください。

栃木県行政書士会カレンダー（１月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
5	火	総務部会	13:30～	総務部
6	水	足利市市民相談室行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00～16:00	足利支部
8	金	登録説明会（入会者向けの書類説明）	10:00～	総務部
12	火	編集会議	13:30～	広報部
13	水	ＴＩＡ無料相談会（於：栃木県国際交流協会）	10:00～	総務部
		外国人在留資格相談（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:30～16:30	足利支部
14	木	著作権研修会	9:30～17:30	業務研修部
18	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
		宇都宮市国際交流協会無料相談会 (於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ)	15:00～17:00	宇都宮支部
19	火	行政書士基礎講座（外国人登録）	13:30～	業務研修部
20	水	登録説明会（入会者向けの書類説明）	10:00～	総務部
21	木	宇都宮支部研修会「初心者のための契約書作成業務(中級編)」 （於：栃木県行政書士会２階会議室）※全支部会員対象	13:30～15:30	宇都宮支部
22	金	日行連賀詞交歓会		
26	火	支部長会	13:30～	
		ＡＤＲ機関認証申請研修（日行連）		業務開発部
27	水	〃		業務開発部
30	土	行政書士無料相談（於：佐野市田沼中央公民館）	10:00～14:00	佐野支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
805	H21.11. 1	「行政証明」の請求手続に係る本人確認書類として行政書士証票を取り扱うこと等について（依頼）	
790	H21.11. 5	中小企業支援業務パンフレットの送付について	
870	H21.11.11	日行連への法規的照会に係る文書について（様式等）	
874	H21.11.11	産業廃棄物処理業者の優良性基準適合認定制度について	
890	H21.11.16	聴聞・弁明手続代理業務の適正な遂行について	
	H21.11.25	平成２１年度全国監察担当者会議でお出しいただいたご要望について	
893	H21.11.25	行政書士関係法規集の送付及び日行連ホームページへの掲載について	
947	H21.11.25	農地法等の一部改正法による農地の相続等の届出制度について	
971	H21.11.30	キャリア形成促進助成金受給資格認定申請について	
973	H21.11.30	成年後見全国組織設立に係るアンケート結果報告について	
974	H21.11.30	韓国戸籍法改正に伴う家族関係証明書等の代理交付申請について	

他会の動きダイジェスト

・入国在留書申請における新申請書使用時の記載事項訂正等の取り扱いについて 職印での訂正等が可能に！	東京会
・自動車保管場所証明書（車庫証明）の代理申請について（新車ディーラー・中古車販売業者等限定）について県警との協議が整う	新潟会
・平成21年度市民公開講座実施実施　メインテーマ『備えあれば憂いなし』 第一部　「老後の備え　相続遺言」　講師：公証人　吉瀬信義氏 第二部　「なんさま　いっぺん　聞いてはいよ！」　講師：タレント大田黒浩一氏	熊本会

農地法等の一部改正法による農地の相続等の届出制度について

～日本行政書士会連合会より～

本年６月２４日に公布された農地の有効利用拡大等を目的とする「農地法等の一部を改正する法律」（平成２１年法律第５７号）により、農地の相続等による届出制度が創設されます。

当該届出により、農地法の許可を要さずに相続、遺産分割等で農地の権利を取得した者は、農業委員会への権利取得の届け出を要することになり、農地等の適正及び効率的な利用促進が図られる効果が期待されております。

つきましては、農林水産省から添付のとおり当該届出制度創設に関する周知依頼がありましたので、所属会員への周知方についてご協力願います。

なお、本件につきましては、以下２点を農林水産省に確認しております。

① 農地法等の一部を改正する法律の施行日については、１２月１５日中旬を予定している。

② 研修を企画される場合には、各地方農政局の構造改善課に講師依頼を行えば、可能な限り、講師派遣の調整をする。

また、第一業務では、月刊日本行政（平成２２年１月号予定）に農地法等の一部を改正する法律の概要、改正点を集約した業務資料を掲載する予定ですので、ご活用願います。

＜参考資料＞　**※栃木県行政書士会ホームページ会員専用トピックスにてご覧いただけます。**

○　「農地等の権利取得の届出に関する周知活動への協力について」
（平成２１年１１月２０日　農林水産省経営局構造改善課長）

聴聞・弁明手続代理業務の適正な遂行について

～日本行政書士会連合会より～

平成２０年７月１日施工の「行政書士法の一部を改正する法律」（平成２０年法律第３号）により、聴聞・弁明の機会の付与等の手続代理業務が行政書士業務として、行政書士法（以下、「法」という。）第１条の３に明文化されました。法施行より１年が経過しましたが、当該業務に関する問い合わせを受けることから、参考資料に示されているとおり、「聴聞、弁明の機会の付与の手続きは、行政庁が許可取消等の不利益処分をしようとする場合に行う意見陳述のための手続きである」ことを再度ご確認いただき、当該業務への適正な取り組みが行われるよう、所属会員に周知徹底してくださるようお願い申し上げます。

＜参考資料＞　**※栃木県行政書士会ホームページ会員専用トピックスにてご覧いただけます。**

○　「行政書士法の一部改正について」
『地方自治』平成２０年６月　№.７２７

産業廃棄物処理業者の優良性基準適合認定制度について

～日本行政書士会連合会より～

岩手県、東京都、徳島県の１都２県では、産業廃棄物処理業務で適正処理・資源化に取り組み、一定の評価基準を満たした産業廃棄物処理業者を優良事業者として認定する制度が独自に設けられております。

当該認定制度により、事業所が産業廃棄物処理の委託先業者を選定するメリットがあり、また、行政側としても、不法投棄等を行う悪質業者を排除できる効果が期待できる制度です。

認定を受けるに当たっては、指定窓口に対する認定申請書等の認定申請関連書類を作成、提出することが求められています。制度が開始されている岩手県では、多くの認定申請業務を行政書士が担っている事例が確認されております。今後、当該制度が全国的に波及することが見込まれます。

東京都が産業廃棄物処理業者向けに実施した説明会資料をご参考下さい。

＜参考資料＞ **※栃木県行政書士会ホームページ会員専用トピックスにてご覧いただけます。**

○　「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取り組みに係る優良制基準適合認定制度について」（平成２１年１０月　東京都環境局）

韓国戸籍法改正に伴う家族関係証明書等の代理交付申請について

～日本行政書士会連合会より～

２００８年１月１日の韓国家族関係登録制度の施行により、韓国籍を有しない行政書士が代理人として、家族関係登録証明書等の請求ができないこととされていました。

本年８月より、韓国大使館領事部に対し韓国籍を有しない行政書士も代理申請が行えるよう申し入れを行い、協議を重ねた結果、駐日韓国大使館領事部（東京）、全ての駐日韓国総領事館（大阪・福岡・横浜・名古屋・札幌・仙台・新潟・広島・神戸）において代理申請ができることになりました。

帰化手続や在留資格の前提となる家族関係の手続等において、他士業に先行して行政書士に代理申請が認められたもので、今後の業務拡大に寄与するものです。

＜資料＞　**※栃木県行政書士会ホームページ会員専用トピックスにてご覧いただけます。**

○韓国戸籍法改正に伴う家族関係証明書等の代理交付申請に係る留意点

○申請書等の必要書類

① 登録簿等の記録事項などに関する証明申請（ハングル）

② 登録簿等の記録事項などに関する証明申請（日本語）

③ 委任状（ハングル）

④ 委任状（日本語）

キャリア形成促進助成金受給資格認定申請について

～日本行政書士会連合会より～

国が実施しております雇用促進・支援策の一環として、求職者が認定企業の職業訓練を受講して実践的な職業能力習得できるジョブカード制度があります。当該制度に基づく雇用型訓練を実施する企業には、国からキャリア形成促進助成金が支給されます。

助成金の支給を希望する企業は、各都道府県の設置された雇用・能力開発機構センターの窓口に対して、キャリア形成促進助成金受給資格認定申請書等」を作成して申請することが求められます。

当該申請は雇用保険法に基づいた行政機関への申請となることから、社会保険労務士業務になりますが、社会保険労務士業務を経過措置として行える行政書士（以下、「社労業務経過措置会員」という。）であれば、申請書類の作成及び事実行為として申請窓口に提出を業として行うことができます。

＜参考ＨＰ＞

「ジョブカードのご案内」（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/index.html

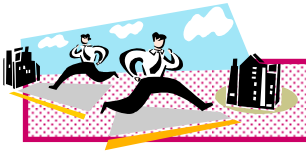

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月の「おじゃましま～す！」は、小山支部の『島田雍士先生』の事務所へおじゃましました。

国道４号線「松原」交差点付近に所在する事務所は、カーナビのサポートがあったとはいえ、方向音痴の私でも、難なくたどり着くことができました。

迷惑を顧みず、勤労感謝の日に押しかけた私に、島田先生は、取材への対応のみならず、これまでの様々な経験に裏打ちされた貴重なお話を惜しみなく披露してくださいました。

氏　名　島田雍士（しまだ　ようじ）
事務所　下都賀郡野木町大字友沼４６９０－１
入　会　平成１４年２月１５日

・どうして行政書士になられたのですか？
「裁判所書記官をしていたので、その知識と経験が生かせそうなことと、名前の響きで、仕事の内容に共通点があるような気がしたことでしょうか。」

・得意業務は？
「入管、国籍など、外国人関係ですね。」

・どうして、外国人関係を得意業務とすることができたのですか？
「自身が国際結婚をしているため『国際結婚をした（する）人に、より身近な専門家』でありたいと、活動してきたからではないでしょうか。実際に、国際結婚をしているあなたに依頼したい、と言ってくださるお客さまもいらっしゃいます。」

・行政書士冥利に尽きると感じるときは、どんなときですか？
「入管の許可がいただけた時は、常に感じています。」

・逆に、行政書士って、大変な仕事だなぁ、と感じるときは、どんな時ですか？
「他人様の人生を取り扱っている、という『重責』を感じるときですね。しかし、それだけに、やりがいも大きいです。」

・これからの抱負について、お聞かせ願えますか？
「お客様に『丁寧な対応を心掛ける』ということでしょうか。言葉が難しい、早口であることを指摘されることがあります。また、以前よりも、地元に目を向けることによって、地域と外国、日本と外国の橋渡しの一助になれれば、と考えています。」

行政書士会の集まりで、時々お見かけするときは、絶対、難しい先生だと勝手に思っていましたが、とても気さくな先生で、色々なお話しを伺うことができました。これって、絶対、支局長の「役得」ですよね。

午前中におじゃましたはずが、事務所を後にするときには、辺りはうっすら暗かったような。

私も、外国人業務を多数取り扱っていますが、「この先生の前では、口が曲がっても、私ごときが『外国人専門行政書士』は名乗れないな」と思わせられる先生がいます。

島田先生は、そう思わせられる先生の一人です。一生かかっても、追いつけないとは思いますが、その背中を、ずっと、追わせてください。

長時間、ありがとうございました。

（芳賀支局長　柳知明）

平成21年度

「美しいまちなみ大賞」に選ばれた街

栃木支局

栃木市は、江戸から明治にかけて建てられた蔵や大正時代の洋館が、旧日光例幣使街道や市内を南北に流れる巴波川沿いに数多く残されています。この貴重な歴史的・文化的遺産を保全し、街づくりに活かすため、電線の地中化、巴波川の浄化対策、歴史的建造物の修景など、市民と行政が一体となって様々な取り組みを行ってきました。町並みの美しさに加え､街づくりをみんなで支え合う、これらの取り組みが高く評価され、市内中心部の「歴史的町並み景観形成地区」が、平成２１年度「美しいまちなみ大賞」(国土交通大臣賞）を受賞しました。

最近は、たびたびＴＶ番組でも取り上げられ､「蔵の街とちぎ」の人気が一気に高まりました。週末ともなると市内のあちこちで数多くの観光客を目にします。栃木市商工観光課によると、特に東京・埼玉方面からの観光客が増えたそうです。下り電車が栃木駅に着くと、観光客がどっと降り立ってきます。市ではこの秋、急激に増えた観光客に対応するため、急きょ栃木駅構内に観光案内所を設け、観光客へのサービスアップに努めています。

先日山車会館前で会った、東京から来たという中年の女性グループの方達は「東京から１時間ちょっとで、こんなに良い所があるなんて知らなかった！」｢町並みもきれいだし、街の中にこれだけ蔵が残っているなんてすごい！」と感激した様子で話をしていました。何かと気ぜわしい現代にあって、タイムスリップしたかのように郷愁を感じさせてくれる魅力が、今の栃木の街にあふれているのだと思います。

「歴史的町並み景観形成地区」の主な見所は、巴波川沿い、山車会館のある大通り沿い、例幣使街道沿いになりますが、ちょっと脇道に入れば、そこにもどこか懐かしい風景が広がっています。市の総鎮守とされる神明宮もそんな脇道から入った一画にあります。その昔神明宮にあった祠には１０本の千木（ちぎ）があったことから､「とうのちぎ」→「とちぎ」になったとも言われており、

諸説ある栃木の名前の由来のひとつになっています。千木とは屋根の棟の両端にＸ字型に突き出ている木材のことをいいます（写真は現在の神明宮の本殿です)。

時代は移り変わっても、日本人の愛する風景は変わることはないと思います。栃木の街には、そんな日本人の愛する風景がいたるところに残っています。まだ訪れたことのない方は勿論のこと、「栃木の街なら見たことあるよ」という方も、是非また訪れてみてはいかがでしょうか｡｢美しいまちなみ大賞」に輝いた歴史的町並みをそぞろ歩けば、ゆったりとした時の流れを感じることができると思います。

（支局長　白石博章）

栃木市商工観光課
〒328-0015　栃木県栃木市入舟町 7-26
TEL : 0282-21-2543
ホームページ　http://www.city.tochigi.tochigi.jp/
栃木市観光協会
〒328-0015　栃木県栃木市万町 4-1
TEL : 0282-25-2356 / FAX : 0282-24-4918
ホームページ　http://www.kuranomachi.jp/

支 局 情 報

【宇都宮】

パルティ無料相談会

１１月１４日（土）『パルティとちぎ男女共同参画センター』にて開催されたフェスタｉｎパルティ２００９に参加し、宇都宮支部無料相談会を行った。

この相談会は２年ぶりの再開であり、相談件数はわずかであったが、行政書士の周知活動として行政とちぎ１０月号やパンフレットの配布等を行った。開催２日間のうち、今回は他の相談コーナーも１４日に集中してしまい、相談できる内容を具体的に示した宣伝も必要かと感じた。

相談員も代わるがわるに他の催しを見学しながら、あっという間に終了時間となってしまったが、このような地道な活動の積み重ねも大事なことではないだろうか。

（支部理事　齋藤順子）

【那　須】

無料相談会実施・那須野巻狩り祭りへの出店

那須支部では、下記のとおり平成２１年度の無料相談会を実施致しました。

１．　９月１３日
　イオンＳＣ那須塩原店
２．　９月２０日
　東武大田原店
３．１０月　１日
　那須塩原市役所
４．１０月１８日　ゆめプラザ那須
５．１１月１５日　西那須野公民館
６．１１月１５日　東武大田原店

離婚、相続、贈与・遺贈、相隣問題、交通事故、公正証書関係、時効、土地問題、成年後見、任意後見等について、合計３４件の相談がありました。特に家族間での贈与や相続、土地等の問題について、相談件数が多くありました。

多くの方に相談に訪れていただくため、事前に那須塩原市、大田原市、那須町の各市町広報誌等に相談会開催についての記事を掲載致しました。今年は、新たにイオンＳＣ那須塩原店を相談会会場に加え、無料相談会を実施致しました。初めて無料相談会を開催する会場では、相談件数が少ないことも多いのですが、今回のイオンＳＣ会場でも相談件数は３件でした。ただ、イオンＳＣ会場については、相談を目的として訪れる方は少なくても、買い物等で訪れるお客様等、出入りする人数が多いため、「行政書士会」の旗を立てることで、人目に付き易く「行政書士」の存在自体の良いアピールになったと思われます。今後もイオンＳＣ会場での無料相談会を継続して行うことで、相談件数も徐々に増えていくと考えられます。

平成２１年度、那須支部での無料相談会は、来年３月にあと１回、「ゆめプラザ那須」と「大田原市勤労者総合福祉センター」の２か所で同時開催を予定しております。こちらも、社会貢献の一環としても、多くの方にご利用いただければと考えております。

また、行政書士の認知度アップを図るため、１０月２５日に那須塩原市（旧黒磯地域）で行われた那須野巻狩り祭りに初めて出店し、チラシの配布を行いました。無料相談を希望される方には、後日、指定された行政書士への相談が可能となる、無料相談券の配布を行いました。初めての試みですので、どのような効果がどのくらい出るかは不明ですが、今年の反応等を考慮したうえで、来年度以降の出店計画を行う予定です。

（支局長　冨田倫子）

【鹿　沼】

行政無料相談会

去る、１１月１５日（日）午前１１時より午後３時まで、鹿沼市にある「福田屋百貨店」において、「行政相談会」が、栃木県行政書士会鹿沼支部の主催により、開催されました。

相談には、代表者数名があたりましたが、大変好評で、８人の方の相談があり、内容の主なものについては、相続問題や、境界の問題などでした。

相談にこられた方たちは、「心配事が相談できて、大変参考になりました」と喜んで帰られました。

（支局長　山ノ井一男）

鹿沼支部研修旅行（21.9.26-27）

朝７時に鹿沼を会員４名で出発いたしました。昔のように浅野会員の愛車と運転で楽しい研修旅行となりました。太田桐生ＩＣから関越高速自動車道に入り、六日町ＩＣで降りて博覧会場で美人のガイドさんを乗せて、金城山雲洞庵に至り、また坂戸城跡地、南魚沼駅前の農協倉庫の中を直江兼継、上杉景勝の現地ロケの有様等の写真を展示して急拵えの感じがしましたが、土曜日ということで千客万来の有様でした。この後昼飯ということで、美人ガイドさんと別れて、昼食をとり、午後はロープウェイで八海山へ登りました。素晴らしい眺望でその上天気もよく、十二分に満喫いたしました。六日町ＩＣから高速に入り、新潟平野を南から北へと快調に飛ばしました。現地は稲の刈り入れが行われており、終わった地域と此れからの所とモザイク模様でした。瀬波温泉はまなす荘に到着して浜辺を眺めながら極上料理と新潟特産の飲物で日頃の憂さを発散させ、楽しい一夜を過ごしました。翌朝朝食前の腹ごなし散歩をホテル前の海岸を北の方へと散歩しましたが、ホテルから遠くないところに記念碑がありました。読んでいくうちに驚くべき歴史的事実が書いてあるのに吃驚しました。昭和２０年１０月５日、８月１５日の終戦記念日から幾らも経たないとき、２２隻の米軍の上陸用船艇が瀬波海岸に現れ、物資を揚陸し始めたと･･･そして完了前に暴風雨とかで、瀬波に上陸せずに沖合いに見える栗島に上陸したと･･･栗島の方が人口も少なく、米軍にとって安全だと考えたのだろう、当時の緊迫した情勢を伝える記念碑である。

朝食の後、魚市場に立ち寄り、みやげ物を買い込み、米沢市に向かい、米沢城の跡にある上杉神社にお参りしましたが、この周辺では天地人の催しを大きな会場でやっており、日曜日ということもあって、米沢市全体が沸き立つ感じがしました。駐車場も遠くに置かなくてはならなくなり、老躯に堪えました。昼食は米沢牛でデラックス版でした。この後、福島飯坂ＩＣから東北道で一路、鹿沼ＩＣに予定通りに到着して散会しました。会員親睦を図る素晴らしい旅行でした。そして愛車を提供し２日間に亘り、ハンドルを握られ、無事に鹿沼に到着させて頂いた浅野会員に心から感謝いたします。

（支部長　小林健一）

【塩　那】

塩那支部無料相談会実施

１１月３日文化の日、塩那支部は、無料相談会を実施しました。矢板市産業文化祭の日にあわせて、市役所前の一角を会場に支部の精鋭５名が午前１０時から３時まで市民の相談に応じました。

天気快晴で風が冷たい日でしたが、人手は多いのに、午前中は相談者も無く手持ちぶさたでした。午後になると相談者が立て続けに訪れて相談に応じる会員も活気づきました。相談内容は、相続に関したことがほとんどで、土地に関することも数件ありました。行政書士の知名度を上げるのにもかなり効果があったと思います。

無料相談会の実施にあたって、骨を折ってくれた佐藤栄一会員は、「来年もどこか会場を借りて実施しよう」と意気込んでいました。

（支局長　長谷川久夫）

「エ　コ」の　時　代

世はまさに「エコ」という言葉を、聞かないことのないような時代になってきました。
「エコ」減税に始まり、猫も杓子も「エコ」という名を使うようになり、自動車から家電製品など、あらゆるものに使われてまいりましたが、このことは、大変良いことであり、大いに進めるべきであると、私は思います。

特に、公害の原点とされています、燃料（石油）の消費量を少なくすることは、何事にも変えがたきことだと思いますし、なかでも、自動車の「エコ」化については、おおいに結構なことではないかと思います。

電気自動車については、騒音も出さず静かで、何よりも良いのですが、問題はその電気を作るのに「原子炉」や「化石燃料」を使ったのでは、公害も発生しますし、元も子もありません。

電気も「エコ」で作らなければなりませんので、そのためには、「風力発電」とか「温泉による発電」「波力発電」などがありますが、そのなかでも「太陽光発電」は手っ取り早く、一番理想なものではではないかと、思われます。

「太陽光発電」には、政府もいま「環境にやさしい」として、相当力を入れており、補助金等を出してＰＲするなど、普及活動を進めております。

その結果として私は、日本中の家の屋根が、太陽光パネルで覆われ、電気は「太陽光発電」で、という時代が到来すれば、理想的な環境が作られるのではないかと、希望を持っております。

もちろん、自動車も屋根は「ソーラーパネル」を張ったものとするなど、きれいな環境の「エコ」に、「未来あれ」と訴えたいと思います。

（鹿沼支局長　山ノ井　一男）

お知らせ

栃木県行政書士会ホームページ「会員専用」のパスワードが変わります

会員専用トピックス、会員専用掲示板、Ｗｅｂグループウェア等をご利用いただける「会員専用」ページに入るためのパスワードを、平成２２年１月より変更いたします。

※変更後の新パスワードにつきましては、行政とちぎ１２月号（本誌）に同封して各会員事務所宛に送付いたします。

「太宰治で考える」

太宰治の『人間失格』について。「自分は停車場のブリッジを、上って、降りて、そうしてそれが線路をまたぎ越えるために造られたものだという事実には全然気づかず、ただそれは停車場の構内を外国の遊技場みたいに、複雑に楽しく、ハイカラにするためにのみ、設備せられてあるものだとばかり思っていました」(新潮文庫版より引用)――この文章は冒頭に登場します。主人公である葉蔵の追憶です。同じように考えた記憶が私にもあります。最寄り駅である両毛線山前駅。改札を抜けてすぐ手前は西へ向かう電車が止まります。桐生方面に行くときはそのまま乗ります。東へ向かう電車に乗るとき、すなわち足利方面へ行くときは、〝ブリッジ〟を渡ります。行きたい方向によってホームが違うということを、きちんと理解できたのは何歳頃だったか。幼少（自分で言うと変？）の私は、〝ブリッジ〟を渡る日と渡らない日があることが、不思議でたまりませんでした。旧田沼町に親戚がいます。山前駅から両毛線で佐野駅まで行き、東武線に乗り換えて吉水駅まで行きます。このときも〝ブリッジ〟を渡ります。〝乗り換え〟ということを理解できたのも大きくなってからでした。電車を下りてグルグル歩く理由も、西から東へ向かって電車に乗ってきたのに、また西へ向かう電車に乗る理由もわかりませんでした。山前駅へ戻るのかなと思っていると、吉水駅に着くのです。私にとって駅とは摩訶不思議な場所でした。

「自分たちはその時、喜劇名詞、悲劇名詞の当てっこをはじめました。これは自分の発明した遊戯で、名詞には、すべて男性名詞、女性名詞、中性名詞などの別があるけれども、それと同時に、喜劇名詞、悲劇名詞の区別があって然るべきだ」(新潮文庫版より引用）――これは物語の終盤、葉蔵と堀木（所謂「交友」）とがむし暑い夏の夜にアパートの屋上でどぶ臭い風を受けながら行った言葉遊びです。例えば、〝死〟は喜劇名詞で〝生〟は悲劇名詞。これに似た対義語の当てっこという遊戯もしています。〝花〟の対義語は、〝およそこの世で最も花らしくないもの〟で〝女〟とのこと。中々知的好奇心をくすぐる遊びです。昨今のお笑いブーム（もう、終わった？）で、フリップを使い言葉遊びをする人にも感心するときがありますが、お笑い芸人の層ばかりが厚くなって、日本は大丈夫なのかと心配にもなります。言葉遊びつながりの話。３０年前にＮＨＫの番組で、聞き手から「ビックの次は何になるのですか？」と問われた矢沢永吉さんが、「言葉の遊びで返しましょう。ビックの次はグレイテストです」と答えられました。聞き手も深い意味があって聞いたのではなく、話の流れの中で聞いたのだと思います。それに対して、あっさりと答えました。事も無げに。思えばファン歴も３０年以上ということです。高校のクラス会で、カラオケで矢沢さんの曲を歌ったら、感動されたことがありました。もちろん歌が上手いからではありません。いまだに矢沢さんのファンだったからです。もっとも、あきれられただけかも知れませんが……。

最後にお勧めしたい太宰作品は『饗応婦人』（新潮文庫『グッド・バイ』収録）です。お客が来たときの〝奥さま〟の大はしゃぎは、〝饗応〟というより〝狂応〟です。来客嫌いなのに、大はしゃぎするのは、深い慈悲に根ざしているのかは不明ですが、ひとり空回りする姿だけでも〝必見〟です。

そしてあなたに質問。私にとっての矢沢さんと同じような存在が、あなたにはいますか？

（〝ニャーちゃん〟こと、杵　渕　　徹）

平成２１年度関東地方協議会 連絡会参加報告について

平成２１年１１月２６日（木）２７日（金）に千葉会の当番により千葉県銚子市犬吠埼の犬吠埼京成ホテルで開催された。

日行連より北山会長も出席し、平成２１年度事業の取り組みの概況が説明された後に３分科会に分かれ真剣に討議された。各分科会で討議された内容は次の通りである。

第一分科会　運輸交通業務における課題について

参加者：住吉会長、須永副会長、手塚副会長

座長には当会の住吉会長が選出され討議が開始された。

１．地方運輸局との対話組織の必要性について

まず千葉会の交通運輸担当者が各単位会の取扱件数の概要について説明があり、その後各単位会から質問や意見が出された。当会は須永副会長よりワンストップサービスの現状について、既に先発で行っている単位会の状況（新車）や今後の動向について意見聴取した。また、手塚副会長からは現在栃木会では車庫証明センターを運営しているが今後どうなるかについて質問した。又、中部運輸局管内単位会の取り組みの状況についての説明で、適正事業の推進のため我々の業務をもっと生かすためには、各単位会とも運輸局との情報交換が必要であり、結論として住吉座長より関地協で早速協議会の設立について提案し翌日の全体会議で承認された。

２．管轄違いナンバーを無くすための活動について

千葉会の取り組みとして、パンフレットを作成し一般ユーザーを対象に運動を展開している旨の紹介があった。

（副会長　須永威）

第二分科会　建設業務における課題報告書

参加者：押野副会長、堀越理事

座長に東京会の中西豊会長が選ばれ、建設業者について許可申請・経審業務だけでなく、広く経営コンサルティング活動をして業務の幅を広く持ち、顧問的な位置づけとして関与し経営相談および指導に応じていくことについて、いかに取り組んでいくか課題が挙げられ、これについて東京・千葉会などから建設業者に対して顧問となり、経営指導事例と業務報酬の考え方が発表された。その後各県からの建設業許可申請および経審の書士の業務と取扱いシェアなどの状況が報告された。当県においては、他県に見習い建設業関係業務の拡大と報酬の余地について考えさせられ今後の課題として受けとめました。

（理事　堀越功）

第三分科会　業際問題について

参加者：宮澤副会長、青木副会長、前澤理事

分科会は、事前に各単位会にアンケート調査した結果について、その主なものを単位会毎に報告した。その調査項目と主な回答は以下の通り。

①これまでの貴会における主な「業際問題」とは、右の何れの士業との間のものですか

回答：弁護士(27%)、司法書士(18%)、社労士(18%)、税理士(9%)、調査士(9%)、建築士(9%)、弁理士(5%)などの順である。特に弁護士との業際問題では、相手方と交渉したというものなどである。

②業際問題についてどのような指導や例示をしたか

回答：原因が新入会員の行政書士業務無知（行政書士法を勉強していないことから）などから起きているので、新入会研修及び各種研修会の場を通じて指導している。またマニュアル作成、士業間

の交流（定期的に協議会開催）などをしている。
　報告後の質疑等意見では、業務を拡大するためになどから、行政書士は、他士業からの苦情に対応するのでなく、行政書士の業務を拡大するという姿勢が必要であるとの意見があった。例えば「会社設立」という業務については、積極的に業務を行うべきである。

感想：業際問題については、会員に業際問題に対する指針を作成して、実務上のトラブルを事前になくすよう徹底化を図るべきである。また定期的な弁護士会、司法書士会、社労士会等との協議会にて、問題が表面化する前に解決できるよう図るべきである。

（副会長　宮澤昭夫）

研修詳細

行政書士基礎講座　第６回　（研修No.19）　　業務研修部主催

○研修日時
　平成 22 年 1 月 19 日（火）13：30～
○研修項目および講師
　外国関係　「はじめての国際業務」（行政書士　深見　史）

研修詳細

Ｊｗ_ｃａｄ研修会　（研修No.20）　　ＩＣＴ特別委員会主催

○研修日時
　平成 22 年 2 月 1 日（月）13：30～
○研修項目および講師
　「Jw_cad による図面の作り方」（行政書士　稲葉昌俊）

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修No.	研修名	受講料	申込〆切	申込	テキスト申込	昼食
19	行政書士基礎講座　第６回 **外国関係「はじめての国際業務」**	無料	1/12		—	—
20	**Jw_cad による図面の作り方**	500	1/27		—	—

＊　年間の研修一覧、対象者等については、行政とちぎ８月号 P. 15 をご覧下さい。

支部名		氏　名	

～豊かな秋と出会った旅～
行政書士会福利厚生旅行

房総半島二日間の旅を終えて帰宅してから、なぜかよく眠れる。朝まで一度も起きることなくぐっすりと眠り目覚めもすっきり。朝から力が湧いてくる。そう、これは「ローズマリー公園」で入手した「ラベンダー枕」のおかげ。

１１月２８日早朝。曇のち雨という予報を心地よく裏切り、晴れわたりなお暖かい、という旅行に最適の朝となった。旅行参加者は１６歳から８１歳までの３９名。朝早い集合にもかかわらず遅刻者も出ず、豪華大型バスは予定通り出発した。目的地は、房総半島鯛ノ浦、小湊温泉だ。

今回の旅のコンセプトは「ゆったり」。テーマパーク的なところ、観光案内が必要なところは避け、紅葉と海をゆっくり楽しむ、いうものだ。よって、旅の目玉は養老渓谷（夷隅郡大多喜町）の散策。

君津で海の幸中心の昼食を摂った後、一路養老渓谷へと向かう。この秋は寒さがいまいちだったため、なかなか完全紅葉にならないことに内心焦っていたが、当日朝の「養老渓谷は見頃になった」との紅葉情報に心が躍った。情報通り、養老渓谷は美しく紅葉していた。

養老川の両岸は、木漏れ日を受けた木々の葉がきらきらという音が響いてくるほどに輝いている。この美しさでは新宿並みの混雑も致し方ない、というべきか。

予定に若干遅れて房総の宿「吉夢」（鴨川市小湊）に到着。鯛ノ浦に面した大きなホテルだ。この宿の魅力は、なんと言っても全室オーシャンビューと、天然温泉の最上階展望風呂だ。着くなり、温泉にまっしぐら、すでに闇が降りていた鯛ノ浦の夜景を見ながら、ぬるめの柔らかな湯に浸かる。

さて、お楽しみの懇親会。指定された会場に行くと、並んでいる膳が人数の倍くらいあるように見えるので、宿のスタッフに「部屋が違うのでは？」と聞く。「いえいえ、ここですよ」との答え通り、間違いではなかった。部屋違いだと思った原因は、膳の豪華さと超ゆったり感だ。大広間に悠然と並べられた膳には、海老、蟹、鯨、烏賊、蛸、その他の新鮮な魚介が、これでもかというほど並ぶ。食前酒で乾杯した後は、三つの焜炉が時間をおいてそれぞれ点火される。ホタテや鮑の躍りをじっくりと食す。揚げたての海老や烏賊が順次運ばれ、〆のデザートまで熱いものは熱く冷たいものは冷たく、団体旅行の宴席料理とは思えないすばらしい夕餉だった。当然話は弾みカラオケは盛り上がり、実に満ち足りた懇親会であった。

さて翌朝、バイキング式の、それでも出来たて新鮮な海の幸朝ご飯を食べた後、展望温泉に入る人、ホテル隣の誕生寺を参拝する人、歩いて数分の鯛ノ浦遊覧船乗り場から船にのって鯛に会いに行く人、それぞれの朝をゆっくり過ごした後、再びバスへ。

二日目の予定ものんびり。清澄寺（鴨川市）とローズマリー公園（南房総市）を見学し海ほたるで休憩するだけ、といういたってシンプルなもの。ローズマリー公園は左右対称の通路や花壇が配されたヨーロッパの伝統的なノット式ガーデンで、季節がら花は少なかったが、かわいい売店でハーブなどの土産選びにエキサイトする。

昼食は富浦のドライブイン道楽園。ここで「多すぎる」と文句が出るほど大量の鮨をいただく。新鮮な海産物が山盛りの市場で買い物。マグロの大トロや鮨が信じられないほど安い。干物や貝や海草だけでなく、生ものも大量に買い込んだ人もいた。

食事と買い物をたっぷり楽しんだ後、帰途につく。渋滞にも巻き込まれず快適なドライブの途中は、豪華景品付きのビンゴゲームで盛り上がる。海ほたるとできたばかりの羽生パーキングでのんびり休憩をとったが、予定より早く栃木駅と行政書士会館に到着した。

こうして濃密な二日間が終わった。迷子になる人も体調が悪くなる人もなく無事に終了したことがありがたい。

忙しい日々の中を参加いただいた会員、補助者、ご家族、事務局員の方々にお礼申し上げます。飲食物やゲーム景品の準備等ご協力いただいた宇都宮支部役員のみなさん、ありがとうございました。

（総務部　深見史）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 21 年 11 月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	宇 都 宮 大野 聿夫	H21.11.1	320-0847	宇都宮市滝谷町 1-2	028-636-6622	
	芳　賀 鶴野えり子	H21.11.1	321-4521	真岡市久下田 1366-6	0285-74-0148	
	宇 都 宮 渡邉 憲男	H21.11.1	321-0141	宇都宮市さつき 3-8-9	028-655-0248	
	宇 都 宮 山根 孝幸	H21.11.15	321-0933	宇都宮市築瀬町 1785-39 AI ビル 5F	028-639-8318	
	宇 都 宮 久我 臣仁	H21.11.15	320-0851	宇都宮市鶴田町 507-10 マコトビル 1FA 室	028-614-3736	
	那　須 豊田 充悦	H21.11.15	324-0043	大田原市浅香 2-3380-155	0287-22-2576	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
栃　木	関口長四郎	H21.10.31	廃　業				

お知らせ

福利厚生旅行（平成２１年１１月２８～２９日実施）の写真を、栃木県行政書士会ホームページの「会員専用」に近日掲載いたします。

印刷用データも掲載いたしますので、印刷を希望される会員の方は、こちらからダウンロードしてご利用ください。

事務局よりお知らせ

事務局は下記の間、年末年始休暇のため閉局となります。

今年も１年間大変お世話になりました。

皆様良いお年をお迎え下さい。

12/29(火)～1/3(日)

編集後記

新型インフルインザ、政権交代、円高、ドバイ・ショック等々真に激変のこの一年、今終わろうとしています。

身近な処では、都市計画法施工細則、入管難民法基準省令等業務に直結するもの、また社会貢献として成年後見制度の研修会と休む暇なく励まれている事と思います。

時の変化に敏感で在ればこそ次に来る新しい道に繋がるものでしょう。国民の皆様に親しまれる行政書士をめざし、前進しましょう。

（副会長　押野　佑）

行政とちぎ 12 月号 No.396

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

表紙写真：関　実氏（小山市）

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

■行政書士成年後見制度支援開始記念■

高齢者 あんしん 講演会

講演 1

遺言のすすめ

栃木県行政書士会会長 住吉和夫

講演 2

自然がくれた人間力

タレント 高木美保さん

1962 年東京都葛飾区生まれ。
1984 年映画デビュー後、ドラマ、バラエティなど、様々なテレビ番組で活躍。
1998 年栃木県那須高原での自然豊かな生活をはじめる。 自給自足を目標に、 有機無農薬野菜作りなど農業にも取り組む。

入場無料（要予約）

■予約申込方法

往復はがきに氏名・人数・住所・電話番号をご記入のうえ、 下記まで郵送して下さい（定員 500 名）。

〒 320-0046 宇都宮市西一の沢町 1-22
栃木県行政書士会　電話 028-635-1411

■応募〆切　平成22年1月10日

※応募〆切後、はがきにて結果をお知らせします。先着500名までの方には、 整理番号を印字して返信しますので、 当日忘れずにお持ち下さい。

平成 22 年 2 月 22 日（月）
午後 1:40 開場　午後 2:10 開演
宇都宮市文化会館 小ホール

主催：栃木県行政書士会　協力：行政書士成年後見研究会

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター 028-638-0919（丸くいく）
電話無料相談（月～金　9:00 ～ 17:00　年末年始・祝祭日除く）

マスコットキャラクター
アドちゃん

行政とちぎ 2009. 12
平成21年12月15日発行　第396号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)